

利用者負担割合の見直しについて

■利用者負担割合を見直すこととした理由

社会福祉審議会老人福祉専門分科会における、以下のようなご意見等を踏まえ、対象年齢及び年間チャージ上限額は現行どおりとしたうえで、利用者負担割合を見直すことといたしました。

- 交付対象年齢の引き上げは、一般財源負担額の縮減効果は大きいものの、多くの方々の社会参加を抑制してしまうことが懸念される。
- 年間チャージ上限額の引き下げは、移動距離が長い方などを中心に社会参加を抑制してしまうことに加え、大幅に上限を引き下げない限り、一般財源負担額の縮減効果は限られてしまう。
- 負担割合の引き上げは、利用者全体の公平な負担であり、一定の効果が得られる見込み。

■利用者負担割合を原則 25%とした理由

- 今後、介護・医療をはじめとした高齢者保健福祉施策全般の事業費の増加が見込まれる中、敬老乗車証制度の持続性を確保するためには、一般財源負担額が過去最高額となった令和元年度決算を大幅に上回らないように制度を見直す必要があります。
- 原則 20%負担とした場合は、制度を見直したとしても、数年後には過去最高額を超過してしまいます。
- 原則 30%負担とした場合には、利用控えの影響が懸念される水準となります。
- この点、所得の低い方の負担割合を 10%に抑制し、チャージ場所の増設に要する費用を加えても、今後 10 年間の一般財源負担額の平均額が令和元年度決算額を大幅に上回らない程度に抑制可能となることから、原則の負担割合を 25%としました。…(下図参照)

図：現行制度と新制度の一般財源負担額の比較

